

退職後の再就職等の報告について【本務職員用】

1 対象となる方

本務職員で退職予定の方

2 概要

退職手当は、対象となる方の在職期間が6月以上（傷病または死亡の場合を除く）の場合に支給されます。

ただし、退職後に引き続き公務員等として再就職した場合で、再就職先で宮城県の勤続期間を通算する場合には、再就職先を実際に退職するときに、退職手当が支給されます。

〔参考例〕

例) R2.4.1～R7.3.31 宮城小・教諭 → R7.4.1～ 山形小・教諭（他県採用）

通算 退職手当を支給しない

例) H6.4.1～R7.3.31 宮城小・教諭 → R7.4.1～R8.3.31 岩手小・講師（他県任用）

通算 退職手当を支給しない

※給与月額の減額等により、定年時等に受ける退職手当額よりも、通算後の退職手当額が下がる場合があります。

例) R2.4.1～R7.3.31 宮城小・教諭 → R7.4.1～ 東京小・教諭（東京都採用） **通算されない** 退職手当を支給する

◆ご注意ください◆

「再就職に関する申立書」を提出した後、記入した内容に変更が生じた場合…

様式第2号(第2条関係) **※ 今回の退職時に退職手当が支給される者用**

再就職に関する申立書

職員の氏名	福利 太郎	退職(予定)年月日	令和〇年〇月〇日
1 国家公務員又は他の地方公務員等に再就職(2を除く。)			
職名	就職する官署等名	就職予定年月日	
		令和	年 月 日
2 特別職又は非常勤の職等に再就職	3 再任用	4 会社等に再就職	5 再就職しない
(上記1～5のいずれかに○印を付し、1の場合は必要事項を記入) 上記のとおりであることを申し立てます。 令和〇年〇月〇日			
氏名 福利 太郎			

例えば…

- 再就職に関する申立書を記入した時点では再就職の予定がなかったが、その後再就職先が決まった。
- 3月末になって急きょ、講師（県内・県外問わない）としての任用が決まった。

など

速やかに所属へ報告してください！

報告がないまま退職手当が支給された場合、退職手当の返納等が生じる可能性があります。

- ※ 再就職が決まった場合には、所属担当者を通じて速やかに福利課（022-211-3672）へ連絡願います。
- ※ 退職後に引き続き公務員等として再就職予定だったが、再就職を取りやめた場合も同様に報告願います。

裏面もご覧ください ⇒

求職者の退職手当について

概要

勤続期間が12月以上（※）で退職した者については、退職後失業の状態で、公共職業安定所で職業の紹介を求める場合、条件を満たすと「求職者の退職手当」の支給が受けられます。

詳細については福利課ホームページで確認願います。

（※）高年齢求職者給付金に相当する退職手当に該当する65歳以上の方や、公務上傷病等で退職した方については6月以上。

求職者の退職手当 <https://www.pref.miagi.jp/soshiki/hukuri/taisyokuteate8.html>

